

I. 地域防災計画とは

- ・「災害対策基本法」・「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の規定に基づき、各地方自治体（防災会議）が定める計画。
- ・「災害予防対策」「災害応急対策」「災害復旧・復興対策」に関し、市や防災関係機関等が行う業務の大綱等を定める。 ※市民、事業者、団体等が担う役割等についても言及。
- ・市民の生命、身体及び財産を災害から守るための防災活動に関する総合的な計画。

2. 富田林市地域防災計画

- ・「本編」、「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び「資料編」で構成。
- ① 「本編」、「資料編」の当初策定は、昭和50年以前。
 - ② 令和元年度に、「南海トラフ地震防災対策推進計画」を追加。
 - ③ 「本編」の直近改訂は、令和元年度。 ※「南海トラフ地震防災対策推進計画」の改訂は令和3年度。
 - ④ 「本編」は、今回6年振りの改訂となる。

①地域防災計画の概要、及び今後の改訂スケジュールについて

3. 防災会議とは

- ・災害対策基本法に基づき設置。
- ・市長を会長とし、地域に関する公共機関の職員等を委員とする組織。
- ・地域防災計画の作成とその実施の推進、市域に係る防災に関する重要事項の審議等の役割を担う。

4. 富田林市防災計画の改訂スケジュール

- ・地域防災計画の改訂に伴い、市防災会議を2回開催予定。　※場所：消防署4階議場を予定。

日程	名称	主な議題（予定）
10月2日(木)10:00～	第1回富田林市防災会議	<ul style="list-style-type: none">・「修正方針（案）」及び「今後の予定」の説明・「地域防災計画（修正素案）」の説明・委員の皆様への「意見照会」について説明・依頼
10月～12月	—	<ul style="list-style-type: none">・意見照会～結果の反映～確認依頼（書面にて実施）・「地域防災計画（素案）」の作成 <p>➡素案は、委員の皆様に共有させていただきます。</p>
1月中（予定）	パブリックコメントの実施	<p>（パブリックコメントの終了後）</p> <ul style="list-style-type: none">・「地域防災計画（案）」の作成　※パブコメ意見反映。
3月下旬（予定）	第2回富田林市防災会議	<ul style="list-style-type: none">・パブリックコメントの結果報告・「地域防災計画（案）」の説明、及び審議・確定